

蓮田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考委員会 設置及び運営要綱

制定 平成29年4月14日
一部改正 令和2年3月5日

(設置)

第1条 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第9条第1項に規定する農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)及び同法第17条第1項に規定する農業委員会の農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の候補者をそれぞれ公平かつ公正に選考するため、蓮田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)市長の求めにより、農業委員の候補者を選考すること。
- (2)農業委員会の要請により、推進委員の候補者を選考すること。
- (3)前2号の選考に関し必要な事項を審議すること。

(選考方法)

第3条 選考委員会は、推薦又は応募に伴って提出された書類等を基に審査するほか、必要と認める方法により審査及び選考するものとする。

(組織等)

第4条 選考委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 選考委員会の委員(以下「選考委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1)地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づく常勤職員で市長が指名する市職員
- (2)識見を有する者
- (3)前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員は、農業委員若しくは推進委員候補者を推薦し、若しくは候補者として応募することができない。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第6条 選考委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議等)

第7条 選考委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、選考過程において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明させ、又は意見を聴くことができる。

6 委員会の会議は非公開とする。ただし、委員会において、公開しても差し支えないと決定した場合は、この限りではない。

7 委員会の会議における評価・選考の内容及び審査過程は、選考結果を公表した後に行うものとする。ただし、候補者の評価点は公表しない。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、環境経済部農政課において処理する。

2 委員が委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内において謝金を支出することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営等に関し必要

な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成32年7月19日までとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。